

議案参考資料

[令和2年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係]

健康長寿課 長寿支援係

議案名

議案第96号 桐生市敬老金に関する条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

後期高齢者の急増が見込まれる状況の中、敬老金の額を改めるとともに、同一学齢の者の贈呈時期を統一するために、年齢要件等に係る基準日を改めようとするものです。

概要

1 敬老金の額 次のとおり変更します。

年齢	現行	改正案
満80歳	5,000円	5,000円
満85歳	10,000円	5,000円
満90歳	20,000円	10,000円
満95歳	30,000円	10,000円
満100歳	50,000円	50,000円
満101歳以上	50,000円	10,000円

2 対象者

近隣他市における敬老金事業の実施状況等を踏まえ、年齢要件に係る基準日を9月1日から当該年度の末日(3月31日)に改め、住所要件を当該年度の4月1日現在において本市に住所を有する者と改めます。

(施行期日：公布の日)

背景・経過

敬老金の贈呈については、昭和51年に制定された現行の条例に基づいて、高齢者を敬い、長寿を祝うという趣旨に沿って実施してきました。これまで、対象年齢や金額等について、適宜見直しを行いながら現在に至っています。

令和2年10月1日現在における桐生市の高齢化率(総人口に占める65歳以上の割合)は35.92%で、これは県内12市の中で最も高い数値となっています。近年、特に後期高齢者の増加が著しく、敬老金の対象者は、年々増加している状況です。

また、条例制定当初から年齢要件に係る基準日を9月1日としてきましたが、同一学齢の人の贈呈時期が2つの年度に分断されている現状について、分かりにくいという指摘を受けることが多くなっています。